

## (31) 天皇杯皇后杯授与保管規程

- 第1条 天皇杯、皇后杯は全日本卓球選手権大会で行われる一般男子シングルス、一般女子シングルス優勝者の榮譽を表彰するため授与されるものであるので、これを私したり、宣伝の具に供したりすることはできない。
- 優勝者といえども試合態度その他に依り、天皇杯、皇后杯受領の資格なしと大会委員会において認定された時は授与をしないことができる。大会委員会は、大会委員長を長とし大会副委員長、競技委員長および審判長により構成される。
- 第2条 天皇杯、皇后杯は本会が保管の責に任ずる。
- 第3条 天皇杯、皇后杯の授与を受けた優勝者は次条に定める返還の日まで、不時の災害に対しても安全な場所を選定保管し、原型を損傷しない様、特別の注意をはらい責任をもって保管しなければならない。
- 第4条 天皇杯、皇后杯の授与を受けた優勝者は保管方法および場所を本会に報告の上承認を得るものとする。但し、承認が得られない場合は授与当日より30日以内に本会に仮返還するものとする。尚、正式返還は次期大会開会式の際に行うものとする。
- 第5条 仮返還後優勝者が臨時借用の必要を生じた時は書類を以って所属本会加盟団体長を経て会長宛申出るものとする。
- この場合期間その他に関しては理事会の議を経て会長がこれを決める。
- 第6条 天皇杯、皇后杯、受領の名誉を保持するため授与された優勝者に対しては返還式に際し本会からレプリカを交付する。
- 第7条 天皇杯、皇后杯に記録を添付し大会毎に順次優勝者名を註記する。
- 附 則  
2 この規程は平成23年12月17日制定、平成24年4月1日より施行する。  
この規程は平成24年6月3日に一部改訂、平成24年6月3日より施行する。